

# 農業の専門家を派遣します

## 《令和6年度佐賀県農業技術アドバイザー派遣事業》

佐賀県では、農福連携を通じて障害者の賃金・工賃の向上等を目指している福祉事業所をサポートします。この事業は、ベテラン農家などによる指導により、当該福祉事業所の農業技術の習得・向上を図るものです。

☑ **利用対象施設** 本県内に事業所を有し、農業を営んでいる次の（ア）～（ウ）の事業所

（ア）就労継続支援 A 型事業所（経営改善計画若しくは賃金向上計画を佐賀県に提出している事業所又は県が認めた事業所）

（イ）就労継続支援 B 型事業所

（ウ）生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取り組みを行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について、県が認めた事業所

☑ **派遣される農業に関する専門家**

県で登録したアドバイザー（県内各地区の農業振興センターから斡旋されたベテラン農家など）

☑ **派遣される農業に関する専門家への謝金**

1時間当たり2,000円（各事業所40時間限度）

（利用対象施設の負担はありません）

☑ **派遣申請手続等**

（1）農業の専門家の派遣を受けたい事業所は、各地区農業振興センター（裏面参照）に相談して、派遣してもらう農家等を斡旋してもらう。

（2）当該事業所は、斡旋してもらった農家等に本チラシを渡して農業技術の指導・助言を依頼し、了承を得たら、県就労支援室に派遣を申請する。

（3）当該事業所からの指導・助言依頼を了承した農家等は、県就労支援室に登録申請を行う。

（4）県就労支援室は、派遣申請書及び登録申請書を審査の上、その可否を決定し、それぞれの申請者に対し、派遣（却下）決定通知及び登録（却下）決定通知を行う。事業所は上記決定通知書(写)を、依頼した農家等に渡し、双方で確認しておく。

（5）県就労支援室は、アドバイザーとして登録決定を行った場合は、アドバイザー登録台帳に登録する。

（6）県就労支援室は、登録アドバイザーからの実施報告を受け、内容を審査の上、謝金を支払うことが適当と認めるときは、謝金を支給する。

※実施報告の最終期限は令和7年3月14日（金）とします。

⇒ 詳しくは、下記 URL、または二次元コードを読み込んで、県 HP をご覧ください

URL:<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00388159/index.html>

<問い合わせ先>佐賀県 障害福祉課 就労支援室 担当：山口

(Tel)0952-25-7389 ☑ [shougaiukushi@pref.saga.lg.jp](mailto:shougaiukushi@pref.saga.lg.jp)



<県内の農業振興センター一覧>

センター	所管区域	所在地	電話	F A X
佐城農業振興センター	佐賀市（北部普及課の所管を除く）、多久市、小城市	佐賀市川副町南里 1088	0952(45)8888	0952(45)8880
北部普及課	佐賀市のうち富士町及び三瀬村の区域、 神埼市のうち脊振町の区域	<E-mail>	chuubounourin@pref.saga.lg.jp	
		佐賀市三瀬村三瀬 2959-1	0952(56)2311	0952(56)2846
三神農業振興センター	鳥栖市、神埼市（脊振町の区域以外）、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町	<E-mail>	chuubounourin@pref.saga.lg.jp	
		三養基郡上峰町坊所 112-1	0952(52)1231	0952(52)1478
東松浦農業振興センター	唐津市、玄海町	<E-mail>	toubounourin@pref.saga.lg.jp	
		唐津市二太子 3-1-5	0955(73)1121	0955(75)0578
西松浦農業振興センター	伊万里市、有田町	<E-mail>	karatsunourin@pref.saga.lg.jp	
		伊万里市新天町 122-4	0955(23)5128	0955(23)5138
杵島農業振興センター	武雄市、大町町、江北町 白石町	<E-mail>	imarinourin@pref.saga.lg.jp	
		杵島郡白石町大字東郷 2546-2	0952(84)3625	0952(84)6425
藤津農業振興センター	鹿島市、嬉野市、太良町	<E-mail>	kitounourin@pref.saga.lg.jp	
		鹿島市大字納富分 2643-1	0954(62)5221	0954(62)5161
		<E-mail>	kitounourin@pref.saga.lg.jp	